

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月三十一日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六 七五）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項職の欄中「統括監（区分が二種である者を除く。）」を「統括監

に、「保健福祉部副部長（知事が指定する者に限る。）」を「こども未来局長

を 東部保健福祉局長

農林水産総合技術支援セ

「部等の副部長（保健福祉部副部長（区分が一種である者に限る。）を

感染症・疾病予防統括監

徳島学院長

ンター所長」に、

図書館長

近代美術館長

除く。）

「部等の副部長

を 近代美術館長 に、「障がい者相談支援センター所長」を

徳島学院長

「障がい者相談
発達障がい者

支援センター所長

総合支援センター所長」に改め、「農林水産総合技術支援センター所長」を削り、「県立

総合高等学校本部副本部長」を

「男女共同参画総合支援センター所長
図書館長

に、「発達障がい者

総合支援センター所長」を「農林水産総合技術支援センター副所長」に、「部等の課内室

の長」を

「部等の課内室の長
防災人材育成センター所長」

に、「東京本部副本部長

を「副本部長」に、「

男女共同参画総合支援センター所長」を「博物館長」に改め、「農林水産総合技術支援セ

ンター副所長」、「農林水産総合技術支援センター農業大学校長」、「防災人材育成セン

ター所長」及び「中央こども女性相談センター副所長」を削り、「鳥居龍蔵記念博物館長

」を

「鳥居龍蔵記念博物館長
中央こども女性相談センター副所長」を
「海外戦略調整幹
魅力発信幹

に、「家畜保健衛生所長」を

「家畜保健衛生所長

に、「東

部県税局次長」を

「東部県税局次長
副館長

に改め、「副館長」及び「災害医療幹」を削り、同

副教育長	一種
------	----

副教育長

表教育委員会の項中

教育次長
総合教育センター所長

二種

を

教育次長
総合教育センター所長

二種

に改める。

附則

この規則は、令和五年六月一日から施行する。